

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

加算の算定に当たっては、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(以下、「算定届」)」を提出する必要がある。年度の入替わる時期は、特に職員体制等に変更が生じることが想定されるが、加算の適用状況に異動が生じる場合は、遅滞なく届け出ること。

なお、新たに加算を算定する場合は、事前の届出が必要となる。提出時期と適用日は以下のとおりとなるので留意すること。

【訪問通所サービス、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、指定居宅介護支援関係】

適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業者に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月以降から適用が可能となる。

※ 訪問看護ステーションにおける緊急時訪問看護加算については、届出が受理された当日から適用

(例) 3月15日に算定届が受理 → 4月1日から適用が可能
3月16日に算定届が受理 → 5月1日から適用が可能

【短期入所サービス、特定施設入所者生活介護、施設サービス等関係】

新たに加算を算定する場合、届出が受理された日が属する月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)以降の適用となる。

(例) 4月1日に算定届が受理 → 4月1日から適用が可能
4月2日に算定届が受理 → 5月1日から適用が可能

これ、基準を満たしているかな？と思ったら...

- ▶ 運営基準（赤本）、費用算定基準（青本）、その他厚労省通知の確認

- ▶ 令和6年度介護報酬改定関連通知

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

- ▶ 厚労省ホームページ（上段）やWAM-NET（下段）に掲載のQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

<https://www.wam.go.jp/wamappl/R3kaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=&qn=&tn=&pc=1>

- ▶ 兵庫県の手引き（県指定の居宅サービス関連）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000009.html

その他、参考URL

- ▶ 介護保険最新情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

- ▶ ケアプランデータ連携システム ヘルプデスク

<https://www.careplan-renkei-support.jp/>

- ▶ ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム（LIFE）の利活用に関する事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/001103589.pdf>

- ▶ 兵庫県国保連返戻等事例集

<https://www.kokuhoren-hyogo.or.jp/medical/care/index8.html>

【芦屋市からのお願い】

- ▶ 各種基準やQ&A等を一度ご確認いただいたうえでご質問いただきますよう、ご協力をお願いします。
- ▶ ご質問内容によっては国や県への照会が必要となり、ご回答までにお時間をいただくことがあります。
- ▶ 回答をお急ぎの場合はその旨をお伝えください。
- ▶ 人員・設備・運営基準は監査指導課、加算等の費用算定基準は高齢介護課が受付窓口です。